収支報告書

（その１）

平成　30　年分
（平成　年　月　日開催分）

1	政治団体の名称（ふりがな）	こんどうかずやこうえんかい こんどう和也後援会
2	主たる事務所の所在地	石川県七尾市川原町60-2
3	代表者の氏名	近藤　和也
4	会計責任者の氏名	宮崎　直広

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）　ねやたに　なおこ
事務担当者の氏名　闇谷　菜穂子
（電話）　0767-57-5717
（電話）
（電話）
（電話）

第　号
受　31. 3. -6　付
石川県選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項、第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　近藤　和也
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

記入しない

様式番号	団体コード	異動	枝番	REC No.	年号	届出年月日	年号	年分
1 3	4 9	10	11 14	15 17	18	19 24	25	26 27
A 2 1	0 0	1	0 1 0 0	0 1 0				

11 14
0 2 0 0
(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	15		17	90 十億			百万			千			99 円	
収　入　総　額	0	1	0				1	8	9	5	7	2	7	／
(前年からの繰越額)	0	2	0					2	5	9	7	2	7	／
(本年の収入額)	0	3	0				1	6	3	6	0	0	0	／
支　出　総　額	0	4	0				1	8	4	9	5	9	4	－
翌　年　へ　繰　越　額	0	5	0						4	6	1	3	3	／

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費														
				十億			百万			千			円	
金　額	0	6	0										0	－
													人	
員　数	0	7	0										0	－

(2) 寄　附（寄附の区分で該当があるものについては(その７)、(その８)、(その９)の内訳を添付すること。）																
ア 寄附（イを除く。）の区分	REC NO.			金 十億										額		備　考
(ア)個人からの寄附	0	8	0											0		
(うち特定寄附)	0	9	0											0		
(イ)法人その他の団体からの寄附	1	0	0											0		
(ウ)政治団体からの寄附	1	1	0						3	7	0	0	0	0		／
小　計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	1	2	0						3	7	0	0	0	0		／
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0											0		
ウ 政党匿名寄附	1	4	0											0		
合　計　(ア＋イ)	1	5	0						3	7	0	0	0	0		／

11 14
0 3 0 0

（その3）

(3)　機関紙誌の発行その他の事業による収入

15		17	事業の種類 28 87	金額 90 99 十億			百万			千			円	備考
			互礼会(七尾)					6	0	0	0	0	0	参加費
			互礼会(能登)					2	8	5	0	0	0	参加費
			互礼会(かほく)					3	8	1	0	0	0	参加費
8	0	0	この頁の小計				1	2	6	6	0	0	0	
9	0	0	合計				1	2	6	6	0	0	0	

記入しない

（注）　政治資金パーティーに係る収入のうち、特定パーティーについては(その10)、同一の者0から200万円を超える対価の支払又はあっせんについては(その11)又は(その12)にもその内訳を記載して下さい。

11			14
0	7	2	0

※政治団体からの寄附の内訳専用です。

（その7）

(7) 寄附の内訳													寄附者の区分		政治団体		
15		17	団体の名称 28 87	金額 90 99 十億			百万		千			円	年月日	主たる事務所の所在地 ## ##		代表者の氏名	備考
			希望の党石川県衆議院第3選挙区支部					4	0	0	0	0	30.1.1	七尾市	川原町60-2	近藤 和也	事務所の無償提供
			国民民主党石川県第3区総支部					8	0	0	0	0	30.5.10	〃	〃	〃	〃
			近藤和也を育てる会				2	5	0	0	0	0	30.2.11	〃	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計				3	7	0	0	0	0					
8	1	0	その他の寄附									0					
9	0	0	合計				3	7	0	0	0	0					

記入しない

※「主たる事務所の所在地」欄の記載については、石川県内の場合は市名又は郡町名を点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載し、石川県外の場合は都道府県名から市区町村名までを点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載して下さい。

（例） ○ ○ 市 | ○町○番○号 又は ○郡○町 | ○町○番○号

（注）1 寄附の内訳は、同一の者からの寄附で、年間５万円を超えるものについて一件ごとに内訳を書くこと。それ以外は「その他の寄附」にまとめて書いてもよい。

2 寄附者ごとに名寄せして記載して下さい。

11 14
1300
（その13）

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	15		17	90 十億			百万			千			99 円	備考
1 経常経費														
(1) 人件費	0	1	0						1	5	0	0	0	-
(2) 光熱水費	0	2	0										0	-
(3) 備品・消耗品費	0	3	0						7	4	0	4	5	〃
(4) 事務所費	0	4	0										0	-
小計	8	0	0						8	9	0	4	5	〃
2 政治活動費														
(1) 組織活動費	0	5	0				1	6	4	0	5	4	9	〃
(2) 選挙関係費	0	6	0										0	-
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)	0	7	0										0	-
ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0										0	-
イ 宣伝事業費	0	9	0										0	-
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	9	5										0	-
エ その他の事業費	1	0	0										0	-
(4) 調査研究費	1	1	0										0	-
(5) 寄附・交付金	1	2	0										0	-
(6) その他の経費	1	3	0					1	2	0	0	0	0	〃
小計	8	0	1				1	7	6	0	5	4	9	〃
合計	9	0	0				~~1~~	~~6~~	~~4~~	~~0~~	~~5~~	~~4~~	~~9~~	1849594

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、各項目ごとにその額を備考欄に記載すること。

（その14）

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ作成すること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳											項目別区分　備品・消耗品費　（　消耗品費　）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億		百万			千			円				
封筒					1	4	6	8	6	30.1.18	イワイ株式会社	金沢市大友2-83	
写真代					1	6	2	0	0	30.5.8	株式会社サイトウ写真	東京都千代田区永田町1-7-1	
〃					1	6	2	0	0	30.6.23	〃	〃	
〃					1	0	6	9	5	30.6.29	〃	〃	
この頁の小計					5	7	7	8	1				
その他の支出					1	6	2	6	4				
合計					7	4	0	4	5				

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体は、この用紙を提出する必要はありません。

（注）人件費以外の経常経費について、資金管理団体にあっては、1件５万円以上の支出について、国会議員関係政治団体にあっては、1件１万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。それより少ない額の支出は一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分 組織活動費 （ 行事・会議費 ）		
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億			百万		千				円				
別納郵便						7	4	4	8	0	30.1.26	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
〃						1	3	3	0	0	30.1.27	〃	〃	
花代						1	0	8	0	0	30.2.9	株式会社金子花商園	七尾市相生町39の2	
髪セット・着付け						1	5	4	1	0	30.2.10	ビバーチェ	七尾市相生町45番地	
会場費						2	2	1	4	0	30.2.13	七尾商工会議所	七尾市三島町70-1 七尾産業福祉センター内	
〃						1	1	7	0	0	30.3.5	かほく市	石川県かほく市宇野気ニ81	
飲食費					6	0	0	0	0	0	30.3.13	有限会社紀善	七尾市竹町ロ部19の3	
〃					3	7	8	9	1	0	30.3.20	株式会社八幡	羽咋市兵庫町午10番地	
飲食・施設使用料					3	1	6	3	1	0	30.4.27	やなぎだ荘	鳳珠郡能登町字柳田知部1番地	
弁当代						2	3	1	2	3	30.12.20	どんたく 新鮮館	七尾市作事町80	
この頁の小計				1	4	6	6	1	7	3				
その他の支出						9	8	3	7	8				
合計				1	5	6	4	5	5	1				

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告して下さい。

（注） 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件５万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件５万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 組織活動費 （ 旅費交通費 ）			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億			百万		千				円				
旅行代金						4	5	0	0	0	30.6.23	河北観光	かほく市白尾ニ39-16	
この頁の小計						4	5	0	0	0				
その他の支出										0				
合計						4	5	0	0	0				

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告して下さい。

（注） 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件５万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件５万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 組織活動費 （ 交際費 ）			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億		百万			千			円					
会食費					1	1	1	1	0		30.3.7	（株）レストランモア 衆議院食堂	東京都千代田区永田町1-7-1 衆議院本館2階	
この頁の小計						1	1	1	1	0				
その他の支出						1	9	8	8	8				
合計						3	0	9	9	8				

※政治資金パーティー開催事業の支出は（その15）－ハを使用して報告して下さい。

（注） 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件５万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件５万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分　その他の経費　（金銭以外のものによる寄附相当分）		
支出の目的	金額 十億	百万			千				円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
金銭以外のものによる寄附相当分					4	0	0	0	0	30.1.1	希望の党石川県衆議院第3選挙区支部	七尾市川原町60-2	
〃					8	0	0	0	0	30.5.10	国民民主党石川県第3区総支部	〃	
この頁の小計					1	2	0	0	0	0			
その他の支出										0			
合計					1	2	0	0	0	0			

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告して下さい。

（注）　国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件５万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件５万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

11			14
1	7	0	0

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資　産　等　の　有　無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注）該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記入すること。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　31　年　3　月　4　日

政治団体の名称　　こんどう和也後援会

会計責任者の氏名　　宮崎　直広　　宮崎

代表者の氏名　　印

※　会計責任者が記名押印又は署名すること。

※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

政治資金監査報告書

平成31年2月25日

こんどう和也後援会
代表　近藤　和也　殿

登録政治資金監査人　弁倉　学
登　録　番　号　第　１４０７　号
研修修了年月日　平成２１年４月２３日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、こんどう和也後援会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、こんどう和也後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（2）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３） 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４） 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

こんどう和也後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上